

平成 31 年 第 4 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 31 年第 4 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 31 年 4 月 19 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 31 年 4 月 19 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 31 年 4 月 19 日 午前 11 時 00 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 8 番	永屋 哲郎	席番 9 番	宮脇 勇		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼農地係長	佐々木	農地係長	圖師		
	主任主査	永野	主任主査	中尾		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	小園 義行	○
2	樽野 利秋	○	10	欠 員	
3	白坂 正治	○	11	池袋 良子	○
4	諏訪 光一	○	12	永田 勇人	○
5	池添 昭一	○	13	脇田 祐二	○
6	熊野 廉太郎	○	14	橋口 美一	○
7	原田 純一	○	15	中之内 瑞穂	○
8	田尾 昭三	○	16	大原 雅隆	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  議案第 32 号 買受適格証明願の承認について  議案第 33 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について  議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 36 号 非農地証明願の承認について  議案第 37 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について  議案第 38 号 農用地利用集積計画決定について  議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、平成 31 年第 4 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 8 番、永屋委員と、席番 9 番、宮脇勇委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、井久保委員の報告をお願いいたします。</p> <p>3 件、一緒をお願いします。</p>
委員	井久保	<p>農業経営基盤強化促進法あっせん活動中の報告を行います。</p> <p>〇〇さん、〇〇さん及び〇〇さんの 3 件は、代理人が〇〇さんということで一括して報告します。</p> <p>3 月に代理人の〇〇さんは骨折のため、鹿児島市内の病院に入院中との報告を行いましたが、現在も入院を継続されております。志布志の方には、帰ってみえておりません。鹿児島市在住の〇〇さんの息子さんとの連絡先は把握しておりますが、本人の携帯番号を把握しておりませんので、具体的なあっせん活動の話は、出来ておりません。〇〇さんの経過を見ながら交渉に入りたいと思います。引き続きあっせん活動を継続致します。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>あっせんですが、今日の昼からあっせんの成立の契約をする予定です。来月あっせんの報告はいたしたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒をお願いします。</p>
委員	坂元	<p>〇〇さん分につきましては、活動中ではありますがなかなか厳しいところが</p>

		<p>ありますが、今後頑張っていきたいと思います。</p> <p>〇〇さん分につきましても、畑が少しいびつのために、2筆ありますがなかなか厳しい状況にありますが、今後も頑張っていきたいと思います。</p> <p>終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、長岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>先月あっせんを依頼されました〇〇さんの分でございますが、池添委員と私と今相手方を見つけているところですが、なかなか見つからないというのが現状です。引き続きあっせん旋活動を続けたいと思います。よろしく願い致します。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2件、一緒にお願いします。</p>
委員	坂元	<p>〇〇さんの分のあっせんにつきまして報告いたします。あっせん活動中にはありましたが、なかなか厳しいところがありましてあっせん取下げを頂いて、一筆は利用権設定を結んだところであります。あとは、あっせん成立の方でしたいと思います。</p> <p>あっせん成立の報告をいたします。4ページの9番になります。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地の〇〇さんになります。あっせんの農地は、松山町新橋山添 5375 番 1 と 5297 番 1 で 2 筆であります。地目は畑で、合計面積が 4,297 m<sup>2</sup>です。譲受人は志布志市松山町新橋〇〇番地〇〇〇〇さんで成立日は平成 31 年 3 月 20 日です。あっせん委員は脇田祐二さんと私になっております。販売価格が合計 120 万で成立いたしました。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>ただ今、坂元委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>それでは、あっせんの成立した分の報告をいたします。4ページの10番です。譲渡者は志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>農地は、有明町原田西ノ堀 431 番 1、地目畑、面積が 7,742 m<sup>2</sup>です。譲受人は志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>あっせんの成立日は平成 31 年 3 月 17 日です。あっせん委員は私と原田純一さんでした。販売価格は総額 430 万円です。以上、報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>3 月 26 日、鹿児島県農業会議第 9 5 回通常総会がマリソパレスで開催されました。</p> <p>4 月 9 日、定例常設審議委員会がマリソパレスで開催されました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、19 件の申請でございます。まず、6 ページ、番号 29 番を審議いたします。</p> <p>番号 29 番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります 〇〇さんの出席を要請してございます。</p> <p>〇〇さんの、入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇氏 入室)</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p>
<p>係長 圖師</p>	<p>はい議長、それでは議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 29 番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、6 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は志布志市有明町原田にお住まいの〇〇さん 80 歳で、譲受人は曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん 72 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が 1 筆で 801 m<sup>2</sup>です。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日もご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、原田小学校から大崎方向に進みますと原田橋があります。そこから 100 メートル進んだところを左折し 150 メートル進んだ右手にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 5 ページのとおりでござ</p>

		<p>います。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>以上で、番号 29 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、それでは、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	隈元	おはようございます。
農業者		まず、自宅からこの田まで何分ぐらいかかりますか。
委員	隈元	自宅から距離で2キロぐらいです。
農業者		今後も水稻を作付けされる予定ですか。また隣は自分の田ですか。
議長	山下	はい。
会場	委員	ほかにございませんか。
議長	山下	(なし)
		ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席をお願いいたします。お忙しいところ、ありがとうございました。
		(〇〇氏 退席)
議長	山下	それでは、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 30 番を審議いたします。
		番号 30 番と、番号 31 番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		それでは、坂元委員説明をお願いいたします。
委員	坂元	会長の依頼のありました番号 30 と 31 番を報告いたします。
		30 番と 31 番は地目が田になっておりまして、譲渡人・譲受人が変わる交換による案件となっておりますので続けていきたいと思ひます。
		30 番の譲渡人は松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人



		<p>は松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案に記載されているとおりで、申請地の場所は松山町道の駅を都城方面へ車で2分ほど走り、左に折れて西へ3分ほど車で走ったところにあります。本人宅からは10分ほどのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり父親夫婦と〇〇さん3人で製茶業を営まれながら水稲も栽培されております。</p> <p>申請地には稲作をされるということです。また、トラクター、適裁機、コンバイン、動噴、管理機各1台ずつ保有されております。</p> <p>続きまして31番になりますが、入れ替わりで、譲渡人は〇〇さんで譲受人は〇〇さんになっております。申請地の場所は、さきほどありましたところの200メートル圏内にありまして、近く同士の交換ということになります。〇〇さん宅からは5分ほどということでありまして。</p> <p>〇〇さんは、ご夫婦で甘藷・水稲を主体として経営をされております。</p> <p>申請地には、稲作をされるということです。またトラクター田植え機1台ずつ保有されております。先ほどの番号30番と31番の双方による集約化を図った交換事例であります。</p> <p>以上のこのことにより、番号30番と31番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまして。また周辺の周囲の状況からも支障はないと思われまして。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。まず、番号30番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号31番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7ページ、番号32番を審議いたします。</p> <p>番号32番と、番号33番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>小園委員説明をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>会長から依頼のありました32番と33番について報告をいたします。</p> <p>譲渡人ですが、32番は志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、33番が志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。32番33番と双方です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりであります。申請地の場所ですが、32番について志布志町安楽字渡口547番の1近くに国道があります。国道に安楽橋がかかっていますが、その志布志方面から見た時に右手にセブンイレブンがあります。そのセブンイレブンを右に約100メートル行きました右手の土地でございました。水稻が作付されております。</p> <p>そして33番ですが、志布志町安楽小学校の先から、グリーンロードが通っておりまして、そのグリーンロードを進みますと安楽川を橋で横断をするところがあります。そこを下りきったところからですね、約200メートルほど行きその交差点を左に約100メートルほど行った右手の土地でございました。場所についてはそういうことでございます。</p> <p>本人宅から約10分の所で双方そういうところにあり、〇〇さんは、甘藷・大根・水稻を作付されておりまして、今回の申請の土地には、水稻を作付するという予定とのことで、実際現在も作付けがされておりました。</p> <p>トラクター4台、田植え機1台そしてコンバイン1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより農地法第3条第2項各号に該当しないため3条の適格者と思われまして、ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>まず、番号32番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ござ</p>

		<p>いませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 33 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8 ページ、番号 34 番を審議いたします。</p> <p>番号 34 番と、番号 35 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたい と思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>吉野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号 34 と 35 番の報告をさせていただきます。 まず 34 番の譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでござ います。35 番は同じく志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん、親 子でございます。</p> <p>この譲渡する畑は、元々平和緑地の芝植えてあった土地で、今甘藷を植えて おりますが、譲受人〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんが、ハウスできゅ うりとピーマンを作っております。2 町歩近く作っておられます。外之牧、 佐野原など三箇所で作っているとのことで、この土地 5 反歩を、ひとまとめ 100 万円で買う 3 条の申請でございます。</p> <p>この場所でございますが、志布志町横下にあります駒水酒店の所の信号を 東の方に佐野原の方へ 150 メートル 行くと墓がございました。そこの三叉 路を左に折れて二、三百 メートル 行った所の住宅三叉路がございまして、 それを右に行った七、八百メートル行った山手の行き詰まり土地に周りが山</p>

		<p>に囲まれている土地でございます。</p> <p>〇〇さんは夫婦と、外国人研修生を受け入れて、ハウスでピーマンときゅうりを栽培されております。ここはハウスできゅうりを育てたい。</p> <p>トラクター6台、管理機3台を所有されておりました。ここは山に囲まれておりますが、ハウスでございますので台風の風よけにはいいのかなという話をされたところでございます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しない3条の適格者と思われまます。以上、報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。まず、番号34番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号35番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号36番を審議いたします。井久保委員説明をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました番号36報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇東区天神にお住まいの〇〇さんです。お二人は親子です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、国道220号線を志布志市街地から串間方面へ向かいの権現橋から続く登り坂を登り切り、平坦になった右手がに外岩戸石油店が見えてきます。石油店の手前50メートルほどのところにある公衆用道路の方へ右折し200メートルほど進んだところにあります。申請地は、自宅の隣でしきみが栽培されており</p>

		<p>ました。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、農業者で甘藷の作付けとしきみ栽培を主にしており、農作業には年間 200 日従事しております。</p> <p>農機具につきましては、トラクター1 台を保有しております。申請地には今後もしきみ栽培を継続するとのことでした。農業従事本人及び公務員の夫の二人です。今回の申請は、受贈によるもので権利取得後の作付面積は計 5,211 m<sup>2</sup>となります。以上のことにより農地法 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、9 ページ、番号 37 番を審議いたします。</p> <p>同じく、井久保委員説明をお願いいたします。</p>
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました番号 37 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志町内之倉〇〇番地森山校区森山集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町帖〇〇番地〇東区大原集落にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道 65 号志布志高岡口号線を北上し森山小学校の横から道重集落方面へ右折約 500 メートル ほど進んだ右手の今度構造改善工事が施された田んぼです。</p> <p>〇〇さんの田に隣接していた〇〇さんの田を譲り受けての 3 条申請でした。譲受人の〇〇さんは、農業者で水稻と甘藷の作付けを主としており、農作業には年間 250 日従事しているとのことでした。</p> <p>農機具につきましては、トラック 1 台、自走式田植機 1 台、バインダー1 台を保有し、今後申請地には、水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>農業従事者は、本人・妻及び父の三人です。権利取得後の面積は、田が 10,602 m<sup>2</sup> 畑が 23,522 m<sup>2</sup>の合計 34,124 m<sup>2</sup> となります。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつまましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	池袋	<p>値段的には、反当いくらですか。</p>
委員	井久保	<p>値段については聞いてきておりません。</p>
議長	山下	<p>他にご意見ございませんか</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号38番を審議いたします。</p> <p>隈元委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号38番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されておるとおりで、申請地の場所は、市道樽野大越線を田之浦方面へ行きますと井久保公民館がありますが、その公民館から100メートル先を左へ100メートルほど行ったところでは、本人宅から5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、親子三人で甘藷を主に栽培しておると、申請地には甘藷を作付する予定とのことでした。</p> <p>またトラクター5台、ハーベスター1台、コンバイン2台、トラック2台、軽トラ1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障だと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつまましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、10 ページ、番号 39 番を審議いたします。 山迫委員説明をお願いいたします。
委員	山迫	会長より依頼のありました番号 39 を報告いたします。 譲渡人は志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。二人は兄弟の関係でございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 申請地の場所は、志布志支所より国道 220 号線串間日南線を串間方向に 2 キロメートル進み、外岩戸石油店左折、県道南之郷志布志線 65 号線を 4.9 キロメートル進み樽野入口を左へ 4.6 キロメートル進み旧新村商店を斜め左へ 1 キロメートル行ったところす。本人宅からは 10 分のところにあります。 〇〇さんは奥さんと二人で稲作を主に栽培されており、申請地にも稲作を作付けする予定ということです。また耕運機 1 台、軽トラック 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われす。また周囲の状況からも支障なしと思われす。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 40 番を審議いたします。番号 40 番は、11 ページに続きます。 上野委員説明をお願いいたします。
委員	上野	会長より依頼のありました番号 40 番を報告いたします。

		<p>譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人につきましては、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。</p> <p>申請地の場所は、有明中学校の前の公衆道路を南の方に約2キロほど行きますと、道路が二股になっております。左の方に行きますと、通山小学校の方面に行くわけですけれども、右に行きますと肆部合集落方面に行きますが、その左方向へ約200メートル行った左手にあるところです。本人宅からは、約4分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で生産牛17頭生産しており、また、水稻を栽培しておるところであります。</p> <p>申請地につきましては、牧草を作付けするというところでございます。</p> <p>農機具につきましては、トラクター4台、タイヤショベル1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障なしと思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。
		次に、番号41番を審議いたします。
		宮脇茂樹委員説明をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号41を報告いたします。
		譲渡人は、兵庫県川西市久代〇丁目〇番〇-〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		申請地の場所は、志布志自動車学校の上のほうにある大地に上がりまして、左側にサコダ工業が見えてきます。その先を右に400メートルほど進



		<p>みますと高速道路の工事現場にあたりまして、そこを左に 100 メートル ほど行ったところの左側にあります。本人宅から車で 20 分ほどのところにあります</p> <p>〇〇さんは、奥さんと二人で水稲と野菜を主に栽培しており、申請地にも、水稲を作付けする予定とのことです。</p> <p>また、トラクター1台、軽トラック1台を保有しておられます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障なしと思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 42 番を審議いたします。</p> <p>坂中委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号 42 をご報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市東坂元〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町蓬原〇〇番地片平集落の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>申請地の場所は、蓬原小学校から県道 513 号宮ヶ原大崎線を大崎町菱田方面へ 700 メートル 進み交差点を左折しさらに 500 メートル進んだ交差点を左折し 400 メートル 進んだ右側にあります。本人宅からは、200 メートル の所にあります。</p> <p>有限会社〇〇は、認定農家であり水稲 30 アール甘藷 5.6 ヘクタール、ごぼう 3.4 ヘクタール、母豚 400 頭を經營する農業生産法人です。</p> <p>申請地には、ごぼうを作付けしてありました。またトラクター10台、普通トラック10台、軽トラック1台、防除機1台保有してあります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の</p>

		<p>適格者と思われます。また周囲の状況からも支障なしと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、12 ページ、番号 43 番を審議いたします。</p> <p>同じく、坂中委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号 43 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町蓬原〇〇番地西普現堂集落にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>申請地の場所は、蓬原小学校から県道 513 号宮ヶ原大崎線は大崎町菱田方面へ 1.8 キロ進んだところを右折し 500 メートル 進んだ交差点を左折し 100 メートル 進んだ右側にあります。本人宅から 50 メートル のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、両親と妻四人で生産牛 6 頭を養う家族経営の畜産農家です。〇〇さんは、両親が高齢のため、飼料作物の作付けを主に担当しています。申請地にも、飼料作物を作付けする予定のことです。</p> <p>また、トラクター 3 台、軽トラック 1 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障なしと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>

議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 44 番を審議いたします。
		吉國委員説明をお願いいたします。
委員	吉國	44 番を報告いたします。
		譲渡人は有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんでございます。
		申請地は、議案に記載されているとおりです。
		申請地の場所は JA あおぞら総合福祉センター旧でんぷん工場跡です。それから、南へ 100 メートルぐらい行った左でございます。本人宅から 1.5 キロのところにあります。
		〇〇さんは認定農業者で農業法人の有限会社で茶工場をしております。また、茶を栽培しており申請地にも茶を作付けする予定のことです。
		また、トラクター2台、摘採機12台、防除機4台を保有されております
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障なしと思われま。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 45 番を審議いたします。
		同じく、吉國委員説明をお願いいたします。
委員	吉國	44 番を報告いたします。
		譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇で、譲受人は有明町蓬原にお住まいの〇〇さんとなっております。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		申請地の場所は、旧の中野共同茶工場から東へ 150 メートルぐらい行ったカーブのところにあります。住んでる場所は、その場所のところから右にあります。2筆とも繋がっております。本人宅から約 1 キロメートルの所に

		<p>あります。</p> <p>〇〇さんは、家族で水稲と茶と栽培されております。申請地にも水稲を作付けする予定のことです。</p> <p>またトラクター、耕運機、摘採機3機を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、13 ページ、番号 46 番を審議いたします。</p> <p>永屋委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	永屋	<p>会長より依頼のありませぬ番号 46 を報告します。</p> <p>譲渡人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野神〇〇番地お住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されておるとおりです。</p> <p>申請地の場所は、曾於街道沿いのファミリーマート有明野神店から、松山方面へ 300 メートルほど行くと JA あおぞら野神製茶工場があります。その茶工場の西側になります。本人宅からは車 5 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、息子さんと奥さんともに甘藷・芝を主に栽培しておると、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことす。</p> <p>また、トラクター5台、収穫機等を保有されておるとす。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われませぬ。また周囲の状況からも支障なしと思われませぬ。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご</p>

会場 議長	委員 山下	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 47 番を審議いたします。</p> <p>番号 47 番は、吉野委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(吉野委員 退席)</p>
議長 委員	山下 神宮司	<p>神宮司委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 47 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志町安楽平城にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく志布志町平城に住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>申請地の場所は、志布志町安楽平城株式会社〇〇より西へ 50 メートルのところ、田一筆さらに 200 メートルのところ原野 2 筆と、吉野製茶より南へ 20 メートルの所に田 3 筆と、近隣に点在しております。6 筆ともに、吉野製茶から 5 分以内のところにあります。</p> <p>株式会社〇〇代表取締役〇〇さんは、認定農業者であり奥様と息子さん 2 人計 4 人で、お茶・水稻を栽培しており、申請地には、お茶・水稻を作付けする予定とのことです。</p> <p>またトラクター 1 台、摘採機 3 台、防除機 3 台を保有しています。作業に関しては、農薬の使用方法・地域防除基準に従いますとのことです。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障なしと思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。</p>

		(吉野委員 入室)
議長	山下	<p>よって日程第4、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に日程第5、議案第32号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。15ページ、番号3番を審議いたします。</p> <p>調査を依頼された神宮司寺委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました番号3を報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志町安楽上門集落にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、2箇所ございます。</p> <p>一筆は、松山支所より曾於街道に乗り曾於市方面へ2キロメートル走り左斜め方向へ200メートル入ったところから、左へ50メートル地点の右側にあります。</p> <p>あとの一筆は、有明町伊崎田にあるプリン伊崎田を北へ100メートル・50メートルのぼり、左折して850メートルで三叉路を左へ70メートル進み右折して30メートルの所にあります。本人宅から松山町新橋まで20分、有明町伊崎田まで10分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥様と二人かぼちゃ・里芋を主に栽培されており、申請地には、そば・里芋を作付けする予定とのことでした。</p> <p>また、トラクター3台、自走式田植機1台を保有しています。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従いますとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまふ。また周囲の状況からも支障なしと思われまふ。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまふ。</p> <p>よって、日程第5、議案第32号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。</p>

	<p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>買い受け適格者が 決定され、農地法第 3 条の 許可申請が あったときには、 会長権限により、農地法第 3 条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なし ということでございますので、そのように 取り扱いさせて、いただきます。</p>
	<p>次に、日程第 6、議案第 33 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>17 ページ、番号 20 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、吉國委員の報告をお願いいたします。</p> <p>番号 20 番を報告いたします。</p> <p>調査では、4 月 5 日調査員は、井久保委員・原田委員と私でございます。</p> <p>申請人は、有明町野神の〇〇組合代表理事組合長 〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在・地目・面積は、それぞれ議案書に記載されているとおりでございます。</p> <p>申請地の場所は、有明本庁より西へ 4.5 キロ行った曾於地区森林組合の入り口の道路沿いの左でございます。</p> <p>編入の目的は、畑かん水利用のため、農用地域外から農用地地域への編入でございます。</p> <p>周辺の状況は、北側は、宅地・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は畑、市道沿いで周囲は茶畑でございます。</p> <p>以上の事より、調査委員協議の結果、農用地に編入してもいいのではないかと意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>委員 隈元</p>	<p>調査された吉國委員にちょっと聞きたいんですけど、森林組合が、畑かんを設置するということですけど、作物は何を作られる予定でいらっしゃいますか。</p>
<p>委員 吉國</p>	<p>はい、杉の苗をしたいということで、水は必要だということでございますのでよろしく。</p>

議長	山下	他に、ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域への編入を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 6、議案第 33 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。 次に、日程第 7、議案第 34 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。 19 ページ、番号 3 番を審議いたします。番号 3 番は、20 ページに続きます。
委員	萩迫	現地を調査された、萩迫委員の報告をお願いいたします。 議案 34 号番号 3 番について報告いたします。 総会資料は、10 ページ・11 ページ・14 ページ・15 ページになります。 調査日は、4 月 5 日調査員は、坂元委員と池添委員と私萩迫、事務局より 2 名同行でした。 申請人は、〇〇市長でございます。立会いには、港湾商工課の〇〇さんでした。 申請地の所在・地目・面積は、議案書のとおりです。 場所ですが、国道 220 号線を志布志から鹿屋方向へ向かいますと、有限会社ミヤウチがございいますが、その南側の一体になります。 転用目的は、第 4 工業団地造成でございます。 周囲の状況は、北側は田・東側は河川・南側は公衆道路・西側は田です。 転用理由ですが、志布志臨海部においては、道路と港湾の一体化が進み民間企業からの事業用地の要望が多数寄せられたため、工業団地して造成をし、新たな雇用を創出し志布志湾の更なる発展に寄与するというものでした。 申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定められた地域内にあるため、第 3 種農地の土地計画用途地域内農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見



議長	山下	の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。終わります。
		はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって、日程第7、議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
		最初に、22ページ、番号17番を審議いたします。
		現地を調査された萩迫委員の報告をお願いいたします。
委員	萩迫	議案第35号番号17番について報告いたします。
		総会資料は12ページから15ページになります。
		調査日は、4月5日調査員は坂元委員と池添委員と私萩迫でした。
		譲渡人、志布志市志布志町安楽〇〇番〇にお住まいの〇〇さん他6名です。譲受人は、〇〇市長です。立会人は、港湾商工課の〇〇さんでした。
		申請地の場所そして転用目的周辺の状況は、先ほど4条で述べた懸案と一緒に、土地が志布志市以外のものでそれを5条申請するまでございます。
		申請地の農地区分は、土地計画区域の用途地域が定められた地域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内に農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひいたします。終わります。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。

<p>委員 坂元</p>	<p>次に、23 ページ、番号 18 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された坂元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案 35 号 18 番につきまして報告いたします。</p> <p>総会資料は、16 ページからなります。</p> <p>調査日は、4 月 5 日調査員は萩迫委員・池添委員と私です。市役所から 3 名の同行がありました。</p> <p>譲渡人は、都城市早鈴町〇街区〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、都城市早鈴町〇街区〇号にお住まいの一般社団法人〇〇代表理事〇〇です。立会人には、〇〇さんと他 1 名でした。</p> <p>申請地は、志布志町夏井前田 676-1 番です。合わせて 2 筆で地目は田で合わせて面積は 997 m<sup>2</sup>でした。</p> <p>場所は、国道 220 号線を志布志から串間へ進み、夏井で旧国道へ入り市道 358 号夏井番所線に乗り、民宿浜田から西へ 200 メートルの所にあります。</p> <p>転用目的は、藤元病院との送り迎え遠方からの入院患者を、病院との往復に使われる駐車場・乗降スペースとなっております。バスとなっておりますが、ワゴン車 4 台の駐車場ということでございます。</p> <p>周辺の状況は、北側は宅地・東側は公衆道路・南側は海、西側は宅地となっております。</p> <p>現在でも、周辺の方々が駐車場に使われる模様で整地を行う程度の整備で、敷地内にはフェンスを設けて、排水は、公衆用道路に排水溝があるため、溜桝を二つほど設けて排水するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

委員 井久保

次に、番号 19 番を審議いたします。

現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。

議案第 35 号番号 19 番について報告します。

調査日は、4 月 5 日です。調査委員は、吉国委員・原田委員と私井久保で、事務局から 2 名同行の元調査いたしました。

譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、都城市一万城町〇-〇にお住まいの〇〇さん〇〇さんです。立会人は〇〇さんと〇〇さんの夫婦でした。

資料は 19 ページから 21 ページにあります。

申請地は、有明町野井倉字吉原 1066-1 の一筆です。地目は畑・面積は 507 m<sup>2</sup>です。

場所は、市役所本庁前の県道志布志有明線を、本庁から東進し A コープあおぞら店前を過ぎますと、道路が左カーブとなっておりますが、その左カーブの左側カーブの内側に申請された農地があります。

転用目的は、一般住宅用地ですが面積が 500 平米を超えているため、資料には載せてありませんが、平成 31 年 3 月 29 日作成の理由書があります。

その理由の趣旨は、県道志布志有明線は、交通量が多く、また、カーブになっており、見通しが悪く県道に面した東側・南側の侵入も考えましたが、出入りは安全上好ましくないため、西側に公衆用道路集落道のようなものがありますけども、これをご利用したいということでもあります。

西側の公衆用道路は、普通乗用車が 1 台通行できる程度と狭いために、車両の離合・退避及び出入り用用地の確保が必要とのことでした。

周囲周辺の状況は、北側は田んぼ・東側は公衆用道路県道・南側は公衆道路県道・西側公衆道路を挟んで田となっておりますが、現況は雑種地でした。排水は、公衆用道路下を流れて有明町吉村地区の下水道を利用するとのことでした。

申請地は、10 ヘクタール以上の広がりを持つため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用ができる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われれます。

以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 20 番を審議いたします。 現地を調査された吉國委員の報告をお願いいたします。
委員	吉國	議案 35 号番号 20 番を報告いたします。 調査日は、4 月 5 日 調査委員は、井久保委員・原田委員と私でございます。 譲渡人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、大崎町假宿にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さんでした。 申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載のとおりでございます。 申請地の場所は、本庁より南へ約 4.5 キロ、通山保育園より西へ 2 キロメートルぐらい行ったところの花北牧場の前でございます。 転用目的は、一般住宅です。 周辺の状況は、北側が畑・東側が公衆用道路・南側が畑・西側は公衆用道路でございます。排水は、合併浄化槽です その他周辺の営農条件に支障を生じさせないために、対策として土留工事を行うとのことでした。 申請地の農地区分は、第一種農地に該当します。第一種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用してもいいのではないかと との意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることに

会場 議長	委員 山下	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、24 ページ、番号 21 番を審議いたします。</p> <p>番号 21 番は、平成 31 年 1 月総会の議案第 2 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 3 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 22 番を審議いたします。</p> <p>番号 22 番は、平成 31 年 2 月総会の議案第 11 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 17 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 36 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p>
委員	坂元	<p>26 ページ、番号 9 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坂元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案 36 号番号 9 番について報告いたします。</p> <p>総会資料は 25 ページからになります。</p> <p>調査日は、4 月 5 日 調査員は、萩迫委員・池添委員、私と市役所から 3 名の同行がありました。</p> <p>申請人は、広島市西区古江新町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。立</p>

		<p>会いには、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地は、松山町泰野柿木瀬戸 2141 番、地目は畑、面積は 660 m<sup>2</sup>でした。</p> <p>場所は、松山町泰野を走る県道 110 号塗木大隅線にある山口園製茶から北へ 1.3 キロメートル進んだところに位置するところにありました。</p> <p>申請地は、周辺も山林と耕作されない畑がございまして、耕作のできる状況になっておらず、申請地も 30 年以上も前から植林されて大きな杉山となっていました。立会人からも、現在では手入れする人もおらず、申請人は、土地を手放したいという考えであるということでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準にただして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 10 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、池添委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	池添	<p>議案第 36 号番号 10 番について説明報告をします。</p> <p>調査日は、4 月 15 日天気は雨模様、調査員は、坂元委員・萩迫委員と私、事務局 3 名でした。</p> <p>申請人は、東京都武蔵野市境〇丁目〇〇番〇号 〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでございました。</p> <p>申請地は、別冊総会資料 28 ページ 29 ページにあります。</p> <p>申請地所在・地目・面積とはそれぞれ議案書の記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、南之郷志布志線 65 号線の横尾下集落の道路沿い駒水商店より志布志の町の方へ 300 メートルほど行った所の場所でした。</p> <p>立会人から聞いた周辺の状況は、本人は東京から移転する予定もなく本件の土地は 30 年以上耕作されず、現在住宅道路として利用されておりますので、非農地であることの証明願を出されたとのことでした。</p>

		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 11 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、原田委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	原田	<p>議案第 36 号番号 11 番について報告いたします。</p> <p>資料は、総会資料の 31 ページから 33 ページをご参照ください。</p> <p>調査日は、4 月 5 日 調査員は吉国委員・井久保委員と私でございました。</p> <p>申請人は曾於市大隅町月野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会いにも本人でございました。</p> <p>申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載のとおりでございます。</p> <p>この場所ですが、曾於街道の有明大橋より伊崎田方面へ 1 キロぐらい行きますとタケ測量設計事務所がございますが、そこを右折しそこより南へ 500 メートル行った所でございます。</p> <p>立会人から聞き取ったことは、前所有者のお父様から相続する以前から今現在まで 30 年以上耕作してなくて原野化したとのことでした。</p> <p>周辺の状況は、北側が畑・東側が山林・南側が畑・西側は山林でございました。現地は、竹林化しており耕作できるような状況ではありません。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方よろしく願いいたします。以上報告終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 12 番を審議いたします。 同じく、現地を調査された、原田委員の説明をお願いいたします。
委員	原田	議案第 36 号番号 12 号について報告いたします。 資料は総会資料の 34 ページから 36 ページをご参照ください。 調査日・調査員・申請人・立会人は、番号 11 番で報告したとおりでございます。 申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載のとおりでございます。 この場所ですが、先ほどの番号 11 番で報告いたしましたところより、さらに南へ 500 メートルぐらい行ったところの突き当りの農地でございます。 立会人から聞き取ったことは、番号 11 で報告と同じでございます。 周辺の状況は、北側が畑・東側が畑・南側が山林・西側は山林でもう現地は、竹林雑木は生い茂っておりとても耕作のできるような状況ではございませんでした。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、27 ページ、番号 13 番を審議いたします。 現地を調査された、井久保委員の説明をお願いいたします。
委員	井久保	議案第 36 号番号 3 番について報告します。 調査日は 4 月 5 日です、調査員は吉国委員・原田委員と私井久保で、事務



		<p>局から 2 名の同行の元調査いたしました。</p> <p>申請人は、鹿屋市笠之原町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんの知人で、伊崎田校区本村集落にお住まいで市役所職員の〇〇さんでした。</p> <p>資料は 37 ページから 39 ページです。</p> <p>申請地は、有明町伊崎田字本村 8229-5 一筆です。地目は畑、面積は 2,475 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請地の場所は、県道 63 号線志布志福山線を志布志町安楽から有明町伊崎田方面に進行しますと、右手に南九州記念品店が見えてきますが、その直近の集落道へ右折し約 100 メートル左手奥に申請された土地がありました。</p> <p>周辺の状況は、北側は山林・東側は宅地・南側は宅地・西側は山林で、申請された土地は、雑木や竹で原野化しております。</p> <p>申請人の〇〇さんは、学校卒業と同時に他府県に転出し、現在鹿屋市で保険代理店を経営されており農業経験は無い方です。</p> <p>立会人のお話によりますと、〇〇さんの祖父が 25 年前から耕作しなくなり、〇〇さんのご両親も耕作されていなかった。〇〇さんの祖父ご両親が相次いで亡くなり、〇〇さんが土地を相続されていますが、手付かずの状態で見捨てられている。</p> <p>周辺の状況で、東側および南側宅地となっておりますが、現況は、放置された空き家であり、原野化しつつあります。また、南側は、建物はなく整然とくぬ木が植えられておりました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 14 番を審議いたします。

<p>委員 原田</p>	<p>現地を調査された、原田委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 36 号番号 14 番について報告いたします。</p> <p>総会資料は 40 ページから 42 ページをご参照ください。</p> <p>調査日は、4 月 5 日 調査員は吉國委員・井久保委員と私でございました。</p> <p>申請人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>〇〇さんは、養豚業をされていらっしゃるようです。立会人は、本人でございました。</p> <p>申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載のとおりでございます。</p> <p>この場所ですが、伊崎田の茗ヶ谷公民館より北へ 200 メートル行ったところであります。</p> <p>立会人から聞き取ったことは、平成 11 年に西側隣接地に、豚舎を建設しそれ以降現在に至るまで宅地として利用しており、農地への復旧はとても困難とのことございました。</p> <p>周辺の状況は、北側は宅地・東側は宅地・南側は田・西側は宅地でございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 15 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地調査された、原田委員の説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 原田</p>	<p>議案第 36 号番号 15 番について報告いたします。</p> <p>総会資料は、43 ページから 45 ページをご参照ください。</p> <p>調査日・調査員・申請人に立会人は、番号 14 番で報告いたしましたとおりでございます。</p>

		<p>申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載のとおりです。</p> <p>場所は番号 14 号で報告いたしましたところより、西側へ 30 メートルぐら い下った川沿いの豚舎の奥でございます。</p> <p>立会人から聞き取ったところは、番号 14 番で報告したとおりでございます ますが、平成 11 年に豚舎を建設し以降、現在に至るまで宅地として利用して おり、これも豚舎の一部が農地にかかっており、とても農地への復旧は困難 とのことございました。</p> <p>周辺の状況は、北側が山林・東側が田・南側が宅地・西側は田でした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らし て、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ござ いませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地 と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第 9、議案第 36 号、非農地証明願の承認については、非農地 と証明することに決定いたしました。
		次に、日程第 10、議案第 37 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名につ いてを議題といたします。
		事務局の説明をお願いします。
主任主査	中尾	はい、議長。
		それでは、議案第 37 号非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、 ご説明申し上げます。議案書は、29 ページでございます。
		非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会 が証明行為として、交付するものです。
		番号 10 の願出人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		土地は、有明町野井倉字中尾 1675 番 1 畑 1,638 m <sup>2</sup> でございます。
		申請地は、志布志市役所本庁から南へ約 400 メートル進み、県道 523 号志布 志・有明線へ出ます。そのまま直進し、南側の農道へ入り、約 250 メートル

<p>議長 山下</p>	<p>進んだところの東側の土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、立山委員、隈元委員、諏訪委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p> <p>次長兼係長高迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 10、議案第 37 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 38 号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> <p>それでは、議案第 38 号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、31 ページから 33 ページとなっております。</p> <p>最初に 31 ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成 31 年 4 月 26 日で、田が 9,454 m<sup>2</sup>、畑が 5,891 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 5 人、所有権の移転を受ける者 6 人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、32 ページから 33 ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>32 ページの番号 11 の所有権を移転する者は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の〇〇さんで、飼料稲を作付けするということです。</p> <p>設定面積は、1 筆で 2,120 m<sup>2</sup>の田で、土地代金は 20 万円です。移転時期等につきましては、令和元年 5 月 15 日を予定しております。</p> <p>次に番号 12 の所有権を移転する者は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、飼</p>

		<p>料稲を作付けするという事です。</p> <p>設定面積は、1筆で2,139 m<sup>2</sup>の田で、土地代金は100万円です。移転時期等につきましては、令和元年5月15日を予定しております。</p> <p>次に番号13の所有権を移転する者は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇有限会社代表取締役〇〇さんで、茶を作付けするという事です。</p> <p>設定面積は、1筆で1,692 m<sup>2</sup>の畑で、土地代金は67万6千円です。移転時期等につきましては、令和元年5月15日を予定しております。</p> <p>次は33ページ番号14の所有権を移転する者は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の〇〇さんで、水稻を作付けするという事です。</p> <p>設定面積は、1筆で1,190 m<sup>2</sup>の田で、土地代金は53万5千円です。移転時期等につきましては、令和元年5月15日を予定しております。</p> <p>番号15の所有権を移転する者は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、お茶を作付けするという事です。</p> <p>設定面積は、2筆で4,199 m<sup>2</sup>の畑で、土地代金は2筆で108万円です。移転時期等につきましては、令和元年5月16日を予定しております。</p> <p>番号16の所有権を移転する者は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町尾野見の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんで、甘藷を作付けするという事です。</p> <p>設定面積は、5筆で4,005 m<sup>2</sup>の田で、土地代金は5筆で128万円です。移転時期等につきましては、令和元年5月16日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいりません。</p> <p>最初に32ページ、番号1番から33ページ、番号14番までを審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
議長	山下	
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、33 ページ、番号 15 番を審議いたします。</p> <p>番号 15 番は、大原委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、大原委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(大原委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、33 ページ、番号 15 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで大原委員の入室を許可します。</p> <p>(大原委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、33 ページ、番号 16 番と、31 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
農地係長	佐々木	<p>議案第 38 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、34 頁から 76 頁となっております。</p> <p>まずは、議案書 34 頁の利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は平成 31 年 4 月 26 日で、始期は令和元年 5 月 1 日となります。</p> <p>なお、中間管理機構が関与する分は 6 月 1 日となります。設定期間が、1 年から 30 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が 86,813 m<sup>2</sup>、畑が 189,948.47 m<sup>2</sup>で、樹園地が 14,008 m<sup>2</sup>で、合計しますと 290,769.47 m<sup>2</sup>となり、うち更新分は 70,085 m<sup>2</sup></p>

		<p>となっております。利用権の設定をする者の数が 89 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 41 名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 49 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、35 頁～68 頁の明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 69 頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成 31 年 4 月 26 日で、始期が令和元年 5 月 1 日であります。</p> <p>設定期間は 3 年 3 か月から 7 年 11 か月です。</p> <p>地目別の内訳は、田が 26,681 m<sup>2</sup>、畑の 31,070 m<sup>2</sup>です。合計しますと 57,751 m<sup>2</sup>です。利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 10 名であります。</p> <p>詳細につきましては、70 頁から 76 頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 38 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいりません。お諮りします。</p> <p>35 ページ、番号 1 番から番号 2 番は、私に関係がございますので、ここで議長の務めを、道山職務代理に交代することにご異議ございませんか。</p>
議長	山下	
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認め、ここで交代いたします。</p> <p>( 山下会長 議長交代)</p> <p>(道山職務代理 議長)</p>
議長	道山職務	<p>それでは、議長の代理を 務めさせていただきます。</p> <p>35 ページ、番号 1 番から番号 2 番は、山下委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、山下委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(山下会長 退席)</p>
代理		
議長	道山職務	<p>それでは、35 ページ、番号 1 番と番号 2 番につきまして、なにか ご意見</p>
代理		<p>ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)

議長 代理 会場	道山職務 委員	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めること に ご異議ございませんか。  (異議なし)
議長 代理	道山職務	異議なしと認めます。ここで山下委員の入室を許可します。  (山下委員 入室)  それでは、これで私の勤めを終わらせていただきます。 御協力ありがとうございました。  (道山職務代理 議長交代)
議長	山下	議長を交代し、引き続き審議に入ります。  次に、35 ページ、番号3番を審議いたします。  番号3番は、山迫委員に関係がございましたので、農業委員会等に関する 法 律第31条の規定により、山迫委員には、ここで、退席をお願いいたします。  (山迫委員 退席)
議長	山下	それでは、35 ページ番号3番につきまして、なにか ご意見ございませ んか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めること に ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで山迫委員の入室を許可します。  (山迫委員 入室)
議長	山下	次に、36 ページ、番号4番と番号5番を審議いたします。  番号4番と番号5番は、道山委員に関係がございましたので、農業委員会等 に関する 法律第31条の規定により、道山委員には、ここで、退席をお願い いたします。  (道山委員 退席)
議長	山下	それでは、36 ページ番号4番と5番につきまして、なにか ご意見ござい ませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めること にご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)



議長	山下	異議なしと認めます。ここで道山委員の入室を許可します。 (道山委員 入室)
議長	山下	次に、36 ページ、番号 6 番から、68 ページ、番号 92 番までと、34 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。 70 ページ、番号 1 番から 76 ページ、番号 14 番までと、69 ページの総括表を審議いたします。 これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	よって日程第 11、議案第 38 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第 12、議案第 39 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。 事務局で説明いたします。
次長兼係長 高 迫	高 迫	はい議長。それでは、議案第 39 号の農業経営基盤 強化促進法に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。 議案書は 78 ページとなっています。78 ページ番号 1 7 番の申出者〇〇さんは、松山町新橋〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。 土地は、松山町新橋 字横溝 2979 番 1 畑 1,877 m <sup>2</sup> の 1 筆です。 土地の場所ですが、松山町新橋まこも集落公民館から豊留集落方向へ進みみやもと橋を過ぎて坂を登り上がった所を右手へ鋭角に曲った奥にあっせんの畑があります。現在、畑は、何も耕作してありません。 あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と脇田委員でご提案いたし

ます。

番号 18 番の申出者〇〇さんは、有明町野井倉〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野井倉字下段 5066 番 3 田 937 m<sup>2</sup>の 1 筆です。

土地の場所ですが、有明の飯山集落にある野瀬電気から肆部合集落方向へ進むと、グリーンロードの交差点がありますが、そこを左折し 100 メートルほど進んだ上村宗一さん宅裏の農道の方向へ右折します。そこの農道の入り口から約 100 メートル行ったところにあっせんの田があります。

現在、田は耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、矢野委員と田尾委員でご提案いたします。

次に番号 19 番の申出者〇〇さんは、有明町野井倉〇〇番地にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野井倉 字下段 5065 番 1 田 958 m<sup>2</sup>と 5066 番 1 田 992 m<sup>2</sup>と 5066 番 2 田 994 m<sup>2</sup>の 3 筆です。

土地の場所ですが、先ほど説明しました、番号 18 の隣に 3 筆の田があります。現在、3 筆の田は耕運がしてあります。

あっせん委員の指名につきましては、矢野委員と田尾委員でご提案いたします。

番号 20 番の申出者〇〇さんは、霧島市隼人町内山田〇丁目〇番〇号にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町伊崎田 字菖蒲田 7063 番 2 田 1,742 m<sup>2</sup>の 1 筆です。土地の場所ですが、有明町伊崎田校区にある川路公民館から伊崎田中野集落方向へ約 500 メートル行くと堀口義幸さんの牛舎前に 4 差路があります。そこの 4 差路を左折して、約 700 メートル行ったところにあります。

現在、田はイタリアンライグラスの牧草が作付けしてありますが、近日中に刈り取るとのことでした。あっせん委員の指名につきましては、宮脇茂樹委員と中之内委員でご提案いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。

(なし)

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定すること

議長 山下

会場 委員

議長 山下

<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12、議案第 39 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あつせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>
------------------------	---